

別表 1

1 必要駐車台数の算定について

本市において、指針の運用にあたり、必要駐車台数の算定時に用いる自動車分担率については、次のとおりとする。

自動車分担率

|                 | 商業地区         |             | その他地区 |
|-----------------|--------------|-------------|-------|
| 人口 100 万人<br>以上 | $L < 500$    | $5 + 0.05L$ | 50    |
|                 | $L \geq 500$ | 30          |       |

( $L$ ＝駅からの距離 (m)、単位：%)

「駅からの距離」：当該店舗と最寄の改札口との水平直線距離。ただし、鉄道駅に地下通路又は上空通路等がある場合は当該店舗とその出入り口との水平直線距離。

ただし、次の指定鉄道駅に地下通路又は上空通路等で接続し、駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域のいずれかにある店舗については、自動車分担率を 4 % とする。

※ 指定鉄道駅

|       |                                                  |
|-------|--------------------------------------------------|
| 梅田地区  | JR 大阪駅（北新地駅）、大阪メトロ梅田駅（東梅田駅、西梅田駅）、阪神大阪梅田駅、阪急大阪梅田駅 |
| 難波地区  | 大阪メトロなんば駅（日本橋駅）、近鉄大阪難波駅（日本橋駅）、南海なんば駅、JR 難波駅      |
| 天王寺地区 | JR 天王寺駅、大阪メトロ天王寺駅、近鉄大阪阿部野橋駅                      |